

JU 山梨オートオークション規約

第1章 総 則

第1条 (目 的)

本規約は山梨県中古自動車販売商工組合（以下 JU 山梨という）が開催するオートオークションは、古物営業法規並びに監督官庁の指導に基づき開催し公正かつ円滑に、かつ合理的な価格体系の下、売手、買手間の商品中古車取引仲介を行うことにより中古車流通の促進を計り、自動車販売業界の発展を寄与することを目的とし、あわせて消費者の信用を向上させることを目的とする。

第2条 (名 称)

JU 山梨が主催で行うオートオークションを JU 山梨オークションと称する。

第3条 (所 在)

JU 山梨オークション会場を山梨県甲斐市篠原 3042 番地に置く。

第4条 (オークションの方法)

JU 山梨オークションにおける、出品・成約・落札等すべての取引は、ポス&コンピューターシステム（セリ上げ方式）によって処理されるものとし、参加者はこのシステムによるすべての結果を遵守しなければならない。

また JU 山梨の開催日、開催時間は、都合により変更することがある。

<注意>オークションのセリ順は、公正な方法により JU 山梨が定め変更や異議申立て等は受け付けないものとする。

第2章 登 録

第5条 (参 加 資 格)

JU 山梨が開催するオートオークションに参加することのできる資格は、古物営業許可証を有し、なおかつ以下の資格を有する者とする。

- 1 山梨県中古自動車販売商工組合の組合員
- 2 山梨県中古自動車販売協会の会員
- 3 中商連オークションメンバー（県外 JU に所属する者）
- 4 ディーラー各社
- 5 JU 山梨オートオークションに特別参加者としての承認を得た者。
- 6 上記 1～5 に該当するもので、JU 山梨のポス&コンピューターオークション会員として登録がなされ、なおかつ当商工組合に対し、オークションの代金の未払い及び書類不備、トラブル未解決等のない者。

* 外国人の方は有効期限のある外国人登録証があること。又、日本語の読み書きが出来、日本語を話せることと

する。

第6条（登録期間）

登録会員の登録期間及び更新は次に定める通りとする。

- 1 登録会員の登録期間は登録の日より2年とする。
- 2 登録期間満了3ヶ月前までに当事者双方いずれからも意義の申上立てがない場合は、さらに2年更新されるものとし、その後も同様とする。

第7条（登録保証金）

JU山梨と登録契約を締結したものは、JU山梨に対して速やかにポスト登録保証金の預託もしくは登録料等の支払を完了しなければならない。

- 1 ポスト登録保証金がある場合は預託の期間の長短に拘らず無利息とする。
- 2 ポスト登録保証金は登録会員がJU山梨に対して負担する一切の責務を担保するものとする。
- 3 登録保証金の金額が責務の支払等によって不足に至ったときは、JU山梨の指定した日迄に当該不足分を補填しなければならない。
- 4 登録保証金並びに登録手数料の額は、別途定める。

第8条（ポスト登録会員証）

JU山梨はポスト登録契約を締結した会員に対し、ポストカードを交付する。

登録会員はJU山梨オートオークションに参加する都度、ポストカードを携帯しなければならない。

第9条（登録抹消及び登録保証金の返還）

JU山梨オートオークション登録契約を抹消する場合は、その旨を事務局に申し出て、ポストカードを返還し、登録抹消をすることができる。

なお、登録保証金がある場合は登録保証金預り証と引換に当該会員に返還することとする。

第10条（メンバーズカード）

JU山梨オートオークションに参加するには、メンバーズカードを見え易い場所に表示しなければならない。

※ メンバーズカード未着用者は入場を断る場合もある。

第11条（カードの紛失）

- 1 ポストカード並びにメンバーズカードを紛失・破損・盗難等により再発行する場合には、別に定める再発行手数料を申し受ける
また、当日カードを忘れた場合の臨時カード発行手数料は別途定めるものとする。
- 2 ポストカード並びにメンバーズカードの紛失による第三者の悪用があった場

合に生ずる金額を含む一切の責任はすべてカード登録者の責任とする。

<注意>AA 会場で席を離れる場合には必ずポスカードを携帯するものとし、万一ポスカードを差し込んだまま、または机等に放置したまま離籍し、その間に他社により落札された場合でも、すべて当該ポスカード登録者の責任とする。

第12条 (強制解約)

JU 山梨はいずれか該当する場合、事前に通知・勧告等することなくポス登録会員契約を強制解約 (JU ナビの登録も含む) 出来るものとする。

1. 車輦代金等の期日内に支払を怠ったとき。
2. 差押・仮差押・滞納処分・競売の申立等を受けたとき。
3. 破産・和議・会社整理・会社更正手続き開始等の申立があったとき。
4. 営業の廃止・変更又は解散をしたときもしくは解散とみなされたとき。
5. 連帯保証人が、保証を解約した場合 (死亡した場合も含む)
6. 手形を不渡りする等支払いを停止したとき。
7. 手形の不渡り又は、支払いの停止をするおそれがある等、信用状態が悪化したと認められる事由があったとき。
8. JU 山梨への著しい背任行為や社会的信用を損なう行為と認められたとき。

第3章 車 両

第13条 (出品店の誠実義務)

出品車両はエンドユーザーの立場にたって、車両の点検整備を行い、その仕様・品質・程度等を誠実に申告しなければならない。

第14条 (出品申し込み)

出品の申し込みは JU 山梨指定の出品申込書に所要事項を正確且つ確実に申告し、

虚偽の記載及び誤記入、記入漏れのないよう留意すること。また、不明瞭な表現をしないこと。

(極上車・上物車・フル装備・ワンオーナーなど) 万が一虚偽の記載、誤記入、記入漏れ等によって発生する問題の責任は、全て出品店が負うものとする。

オークション当日に出品表の訂正を行う場合は訂正申請書に記載し、オークション開始 1 時間前までに申請すること。

※ 特に出品店名、スタート価格、希望価格は必ず記載すること。記載なき場合には、罰則規定に定めるペナルティの対象となり、セリにおいては流札扱いとする。

※ 修復歴のある場合には、修復歴記入欄の【有】に必ず○印を付すること。

第15条 (出品車両の条件及び品質評価の基準)

出品車両は別に定める基準に適合したものを条件とし、出品車両の品質評価基準は中商連検査基準の定めるところによる。

【出品車両の条件】

- 1 開催日から10日以内に名義変更に必要な書類が決済し得ること。
- 2 出品申し込み書の必要記載事項が正確にもれなく記載されていること。
- 3 車検付き自動車(軽自動車を除く)は封印、ナンバープレートが付いている車輛であること。
- 4 基本的には車両が自走可能であり、バッテリー、デフ、ミッション、エンジンにトラブルのないことが条件となるが、不動車でも場内引き回しが出来ない様な変形した車輛以外は現状車として出品可能。
- 5 必要譲渡書類の有するもの。車検付き車輛の自賠責保険は本土用であること。
- 6 記載事項以外に不具合箇所・未作動機関がないこと。
- 7 車両移動ができる量の燃料が入っていること。
- 8 車両保安基準に適合し得る車両であること。

改造車両の場合には、その改造について所轄官庁の改造許可済みであること。

※ただし、上記①～⑧の条件を満たさない場合であっても、その状態が克明に申告され、JU山梨が認めたものは出品を許可することがある。

出品車両は次の条件を備えていなければならない。

- 1 スペアタイヤ(タイヤ・ホイールともに規格に適合し、正常に仕様可能なもの)
- 2 ジャッキ・工具(ジャッキは正常に作動し、工具はタイヤ交換に必要な条件を満たすもの)

第15条 (出品車両の搬入)

出品車両の搬入は下記に定める。

- 1 開催日前日の午後5時まで。
- 2 開催日当日は午前10時まで。
- 3 出品店は、正確に記入した出品申込書を搬入車両のダッシュボードの上に乗せ、指定する位置に駐車すること。
※事務局で出品票の代書を行う場合は1台につき500円(税別)ただし、車検証もしくは車検証コピーがある場合に限る。尚、代行出品車両の出品申込書記載内容については、出品店自らが確認することとし記載内容に関する一切の責任は出品店に帰するものとする。
- 4 車両搬入後の出品取り消しは、原則として認めないこととする。特に組合が認め、出品を取り消す場合であっても、出品手数料は徴収する。
尚、それぞれの搬入時間は季節、時期等を考慮した上で変更することがあります。

第16条 (車両の搬出)

- 1 車両の搬出は、搬出の許可手続きを完了した後、車両搬出券と引換えに搬出することとする。原則としてオークション開催中の搬出を認めない。

- 2 搬出車両の搬出期限はオークション開催日を含めて5日以内（オークション開催翌週水曜日午後5時まで）
- 3 車輛の延長申請は水曜日5時までとし、延長は最大で翌週金曜日（オークション開催日から7日後迄）とする。
※基本的に近県の延長は行わないものとする。ただし、流通委員会が認めたものを除く。
- 4 搬出車両の燃料は、搬出者の負担とする。
- 5 流札車両、落札車両に拘らず、上記期限までに連絡なく搬出しない場合は、次回オークションに再度出品するものとみなし、出品手続きを代行する。（手数料1,000円（税別）とする）
なお、代行出品車両の出品申込書記載内容については、出品店自らが確認することとし、記載内容に関する一切の責任は出品店に帰するものとする。
- 6 インターネットによる外部落札については基本的に入金後搬出とする。
- 7 即落札時の搬出は落札日を含めて5日以内とする。また、計算書は次回オークション終了後の計算書とする。

第17条（車輛の保管義務）

- 1 JU山梨は出品された車輛、及び落札車輛をこの規約に定める範囲内で善良な管理者の注意をもって保管する。
- 2 出品車輛、落札車輛をJU山梨が保管中自然災害によって損害を破ったとき、JU山梨は損害賠償の責任を有しないものとする。
- 3 TV・カーナビ・ナビロム・リモコン・キーレス等で取外し可能なものは書類と一緒に取扱うこと。会場内で盗難があった場合、JU山梨は一切責任を有しないものとする。

第4章 取 引

第18条（参加条件）

オークションへの参加に際しては、JU山梨のポス&コンピューターシステムを理解・習得していることを前提とする。

また「JU入札ネット」での参加は、「JU入札ネット運用基準」を遵守するものとする。

第19条（出品店）

セリ順に従い、出品店は自己出品車のセリ順の2～3台前に調整室前で待機すること。

- 1 価格調整人（コンダクター）の価格に関する権限を3万円とする。（出品店不在の場合）
- 2 出品店は価格調整人に対して、明確な意思表示をしなければならない。
※「拾う」・「得る」・「流す」・もしくは「ダメ」と明確に告げること。
※「いい」と告げた場合には「売る」と解釈する。
- 3 出品店は自社出品車両の出品申込書または出品車両一覧表（リスト）等の記載事項を確認し、誤記入等を発見した場合には直ちにその旨を商談コーナーに申し出て、必ず訂正伝票により誤りを訂正することとする。

第20条（落札店）

- 1 落札店は事前に現車を十分に下見した上でオークションに参加する義務がある。

- 2 代金等未決済がある場合には、今回オークションの参加・取引を禁止または制限する。
- 3 セリの明朗、公正、迅速をモットーにポス&コンピューターシステムによって最高値をつけた者を落札者とする。
尚、落札は落札確認ボタンを押すことにより成立したものとし、J U山梨のポス&コンピューターシステムが発行する計算書を基本とする。

第21条 (禁止事項)

JU山梨オークションにおいて、下記に定める行為を禁止する。

- 1 セリ前、セリ後に直接商談すること。
- 2 名義貸しによる出品落札行為。(POSカードの貸与、POS端末機の代行操作含む)
- 3 出品車両を出品店みずから落札しようとする行為、またはこれに類似する行為。
(サクラ行為の禁止)
- 4 事務局。調整室等にみだりに立ち入ること、調整室内で出品店以外の者が発言すること。
- 5 オークション会場内での暴言及び、暴力行為によりオークションの円滑な運営を妨げる行為。
- 6 オークション未登録者(メンバーズカード不所持者)を入場させる行為。
- 7 その他会場使用に際し、禁止する行為。(喫煙指定場所以外での喫煙等)

尚、禁止事項がJ U山梨の指導にかかわらず繰り返しその事実が認められた場合、J U山梨の裁定によりペナルティ又は、取引停止処分を課す。

第22条 (機械、設備等の事故、天災による中止)

不測の事故により、ポス&コンピューターシステム及び設備等が破損し、オークションが運営できない場合又は地震、風水害等の天災により運営できない場合は、J U山梨の裁定に従うこととする。尚、セリ不能によって参加者に取引上の損害があっても、J U山梨は損害賠償の責任を有しないものとする。

第23条 (取引の解約)

落札車輛の売買双方は、一定の時間内にペナルティ+制裁金+手数料を支払うことによって、当該車輛の契約を解約することができる。但し、クレーム等により当該車輛がキャンセルとなった場合はこの限りではない。

第5章 手数料

第24条 (手数料)

登録会員は車両の出品、成約、落札にあたってJU山梨の定める手数料を支払わなければならない。

第6章 書類代金決済並びに自動車税

第25条（書類決済）

1. 出品店

- ①出品店は成約車両について、移転登録に必要な書類（以下書類という）を、オークション開催日から起算して10日以内にJU山梨に必着の上決済すること。委任状・印鑑証明書、その他有効期限のある書類はオークション当日から翌月末まで以上の期限を有するものとする。
- ②オークション開催当日車検有効期限が満了している車両は、出品店の責任において抹消し、抹消謄本を送付する事とする。

ただし、オークション開催日に落札店より継続の依頼があったものについてはこの限りではない。

※ナンバープレートの取り外しは出品店が行うこと。事務局による代行は行わない。
- ③ダブル移転（会社合併を除く）、名義人死亡相続（共同相続）、法人解散等の書類の受付はしません。名義変更後、出品して下さい。

2 落札店

- ① 落札店は、書類受領後、当該オークション開催日翌月末までに移転登録手続きを完了し、移転登録の完了日の翌月3日までに、名義変更完了済車検証の写しをJU山梨事務局に提出することとする。
- ② オークション開催日より1ヶ月以上車検有効期限を有する車両を落札店の申し出により抹消する場合は、落札店が3,000円の抹消手数料を負担すること。
- 3 抵当権設定車（解除不能）、差押さえ車（囑託設定登録）、盗難車、法的に問題車と判断した場合は、如何なる理由があっても出品店は、落札店の損害金をすべて支払うものとする。期限は無期限。裁定はJU山梨流通委員会の裁定に従うこと。
- 4 オークション当日落札店より抹消依頼があった車輛（車検残が翌月末までのもののみ受付）は、抹消謄本にて事務局に提出すること。
- 5 保証書、記録簿、取扱説明書、ナビロム、リモコン等は書類に添付の上、提出のこと。添付無き場合はクレームの対象となります。
- 6 車検証、抹消謄本のFAX依頼は入金確認後の対応となります。
- 7 落札店は全ての書類受領に不備がないか点検確認し、不備の場合は10日以内にJU山梨事務局に連絡するものとする。尚、後日発覚した譲渡書等の印影違いはこの限りではない。
- 8 出品店がオークション翌日より22日を経過しても書類の提出の無い場合は落札店からのキャンセルを認める。其の際、出品店は落札店に延滞金+ペナルティ+諸費用を支払うものとする。
- 9 同年度内で車検が切れる車輛については、継続検査用納税証明書を書類に必ず添付すること。

*車検残がAA開催日から60日以内で車検の切れる車輛は、継続検査用納税証明書の添付を義務とします。添付無き場合書類不備となります。（4月・5月の書類提出時は前年度の納税証明でも可）

*車検残がAA開催日から61日以上は、継続検査用納税証明書添付無き場合書類不備扱いとはなりません。但し、当年度分を落札店から名義変更後提出要請があった場合、出品店は事務局からその旨の連絡を受けた日より10日以内に継続検査用納税証明書を

提出のこと。提出なき場合ペナルティ10,000円(税別) 10日ごとに10,000円(税別)加算。

※要請日から10日に対し、JU山梨で日程調整させて頂く場合があります。

- 10 当会場では、自動車税還付請求権譲渡書はお取扱い致しません。出品店にて保管をお願い致します。

第26条 (名義変更)

- 1 落札店は速やかに名義変更を完了させること。(輸出抹消仮登録申請車輛の場合は、輸出抹消仮登録証明にて名義変更完了とします。)完了通知報告はオークション開催日翌月末までとし、これを過ぎるものはペナルティの対象となります。又、名義変更有効期限の設定車は期限までに名義変更完了のこと。(移転、抹消登録完了後7日以内に事務局まで通知のこと。経過するとペナルティの対象となります。)
- 2 未名変、名義変更が著しく遅い場合は、流通委員会にはかり取引停止等のペナルティを課すものとする。
- 3 軽自動車の名義変更時必ず税止めを行うこと。忘れた場合はペナルティの対象となります。
- 4 名義変更期限が1週間過ぎ完了通知無き場合は、JU山梨にて現在登録証明にて確認または処理いたします。
其の際発生した費用(台あたり2,000円税別)は落札店負担とします。
- 5 落札店は名義変更完了するまでのトラブル(迷惑駐車、駐車違反、スピード違反等)は、責任をもって対応すること。出品店及び車検証名義人に迷惑が掛かった場合はペナルティにて対応する。

第27条 (代金決済)

- 1 落札店の車両代金等の決済
落札店は、落札車両の車両代金等をオークション開催日より7日以内にJU山梨に現金持参または送金して決済しなければならない。※手形、小切手の決済は認めない。
- 2 出品店に対する成約車両代金等の支払
出品店に対する成約車両代金等の支払は、全ての成約車両の書類一式到着・確認後、出品料、成約料等を精算相殺して、可及的速やかに行うものとする。
- 3 翌週水曜日までに代金決済がなされない場合には、参加、取引を禁止または制限することがある他、ペナルティ摘要基準に定めるペナルティを課するものとする。

第28条 (自動車税)

自動車税の処理は下記に定める通りとする。

- 1 自動車税はオークション開催月までを出品店負担とし、翌月以降を落札店負担とする。
- 2 軽自動車にあつては、開催年度までを出品店負担とする。
- 3 県外車検付き車両については、落札店より預かり自動車税として未経過相当額を預かり、名義変更結果に基づき名義変更日までの税額を差し引いて返金するものとする。
- 4 県内車検付き車両については、落札店より自動車税として未経過相当額を徴収し、出品店に支払うものとする。
- 5 軽自動車については、車検付車両のみ15,000円を預かるものとし、期限内に名義変更後した場合に返金する。
- 6 名義変更の確認は、落札店が名義変更をした月の翌月3日までに車検証の写し、もしくは登録事項証明書の提出をもって証明し、事務局にて確認する。

第7章 規 程

第29条 (罰則規程)

1. JU 山梨オートオークション規約に違反する行為があった疑いを持ったときは、その者にペナルティを課すかどうかを何時でも審議することができ、審議は流通委員会にて行うこととする。
 1. JU 山梨は、前項の審議に際し、当該参加者に口頭または書面による釈明の機会を与えなくてはならない。ただし、その者が釈明の機会を放棄したときはこの限りではない。
 2. 前項の裁定の内容は、おおむね下記の基準によるものとする。
 - *実際の走行距離と走行メーターの走行距離の表示との不一致、またはその疑いが強いと判定されたときの罰則規程については、別途【AA 出品車両走行距離管理システム異常判定車両措置基準】によることとする。
- ① 顛末書の提出
軽微なルール違反者
- ② 戒告
故意に出品申込書に事実と異なる記載をした者
- ③ 期間または回数を定めての入場停止
 1. 中商連規約の期間内に書類を提出しない者、または落札代金を決済しない者。
 2. メンバーズカード及びボスカードを他の者に貸与して使用させた者。
 3. オークション会場内での暴言及び暴力行為によりオークションの円滑な運営を妨げた者。
 4. メンバーズ登録をしていない者を主催商組の許可なく入場させた者。
 5. ①②の違約行為を繰り返す者。
- ④ 無期限の入場停止
 1. オークション会場内で、主催商組またはオークション参加者を誹謗した者、及び暴力行為によりオークション参加者を傷つけまたは会場内の設備等を破損させ、主催商組の信用を著しく損なう行為をした者。
 2. ③の違約行為を繰り返す者。
- ⑤ メンバー登録の抹消及び特別参加者としての登録の抹消
 1. ④の違約行為を繰り返す者。
 2. 中商連オートオークションの信用を著しく損なう行為をした者。
- ⑥ 制裁金
①～⑤までの事由を犯した者に対して、単独で、または各項の罰則とあわせて課する。
(制裁金の額の基準は別途定める。)

第30条 (AA 出品車両走行距離管理システム異常判定車両措置基準)

1. 日本オートオークション協議会が適用するオートオークション出品車両走行距離管理システム（以下「管理システム」という）のデータベースに登録されている車両の出品があり、当該車両の走行メーターに関し、過去のデータと異なる次のいずれかに該当すると認めるとき「異常」と判定する

- ① 走行距離の表示（または記載事項）が、過去のデータと照らし矛盾しているとき。
- ② 走行距離計が交換され、適正な表示がされていないと思料されたとき。
- ③ 「？」が新たに付記され、表示距離が少なくなっているとき。
- ④ イ. 注意事項記入欄に「走行メーター交換」の表示及び交換時の計器表示距離が記入漏れまたは少なく記入してあるもの。
 - ロ. 注意事項記入欄に「交換時走行距離推定不明」が削除され、または異なる走行距離力記入されているもの。
 - ハ. 「？」がなされている車両で、注意事項記入欄に推定距離若しくは推定不明が記載漏れまたは少なく記入してあるもの。

2. 措置摘要基準

- ① セリ開始前または当該車両が流札となったとき
 - イ. 出品取り消し（流札扱い）とする。*ただし、出品料は全額徴収とする。
 - ロ. 「警告並びに調査回答要求書」の交付
 - 所定の用紙に必要事項記入の上、即日交付するとともに、関連協事務局宛同書面の写しを送付する。
 - 交付を受けたものは、1週間以内に JU 山梨宛まで調査回答書を提出することとする。
- ② 当該車両が成約となったとき
 - イ. オートオークション主催者権限に基づく売買契約の解約（キャンセル）とする。
 - *ただし、出品料・成約料は全額徴収する。
 - ロ. 「警告並びに調査回答要求書」の交付
 - 所定の用紙に必要事項記入の上、即日交付するとともに、関連協事務局宛、同書面の写しを送付する。
 - 交付を受けたものは、1週間以内に JU 山梨宛で調査回答書を提出することとする。

3. 調査回答書の回答に基づく措置基準

回答に基づき、以下の措置を適用した後、措置内容を関係文書添付の上関連協事務局に報告する。

- ① 出品店が、不正の事実を全く知り得なかったことが証明されたとき
 - イ. 出品店に対する「戒告」は行わない。
 - ロ. セリ前若しくは流札後に措置摘要となったときは、制裁金を徴収しない。
 - ハ. 当該車両が成約となったときは、制裁金 10 万円を課する。
 - ニ. 出品店から「誓約書」を徹する。
- ② 自らが不正に関与、または当該車両の管理責任を怠ったと思料されたとき
 - イ. 「始末書（自認書）」の提出を求め、戒告する。
 - ロ. セリ前若しくは流札後に措置摘要となったときは、制裁金 5 万円を課する。
 - ハ. 当該車両が成約となったときは、制裁金 10 万円を課する。
 - ニ. 落札者からの蔀札料は、これを請求しない。
 - ホ. JU 山梨オートオークションの入場を 6 ヶ月以上停止する。
 - ヘ. 始末書の提出・戒告が、システム参加オークションを通じて複数回となったときは、関連協流通委員会の裁定に基づき、すべてのシステム参加オークションに対する入場を以下の基準により停止する。
 - 2 回 3 ヶ月以上の入場停止

3回 6ヶ月以上または、無期限の入場停止

③調査回答書による回答がなかった場合には、上記②の措置基準を準用する。

*このシステムによらない走行距離に関する不当表示が確認された場合も、この措置基準を適用する。

第31条 (クレーム処理規程)

出品車両の商品から生ずる品質について起こる問題の解決方法として、クレーム処理規程を定める。

1. 出品に際しては、現車を十分に点検し、チェック項目を出品申込書に正確に洩れなく記載する。
2. 落札に際しては、現車オークションの主旨から下見を充分に行う。

以上2項を基本とし、クレーム裁定をする。

(クレームに関する金額の算定基準は、クレーム処理基準に定める。)

第8章 運 営

第32条 (運 営)

規約に定めのない事項は、中商連オートオークション規約によることとし、その運用に際しては、JU山梨流通委員会の裁定によるものとする。

第33条 (決済事項未然防止のための特別措置)

- 1 落札者または落札自動車が決済の各号のいずれかに該当する場合、落札代金支払い前の自動車の引き取りができないものとする。

①特別参加者(ポス会員)として登録している参加者の落札した車両。

②検残が1年以上あり、かつ初度登録2年以上若しくは落札価格150万円以上の自動車を同一開催において2台以上落札した場合。

③JU山梨が落札自動車の引き渡しを拒否した場合。

- 2 落札者が決済の各号のいずれかに該当する場合、前項の摘要を除外することができる。

①前項②の取引が通常の取引状況と同一形態であり、かつオークション落札代金の支払い状況が良好な場合。

②証金の預け入れ等により、JU山梨理事長が特別に認めた場合。

第33条 (規約の改定)

1. 本規約の定める事項を改定する場合には、一定の公示期間の後、施行することとする。
2. 登録保証金・登録料・手数料等料金に関する改定については、JU山梨の理事会承認を要する。

第34条 (施 行)

本規約は、平成28年7月16日から施行する。

クレーム 処 理 基 準

山梨中販オートオークションのクレーム処理基準を下記の通り定める。

1) 総 則

1. 下記細則に該当しないクレーム又は、オークション取引にかかる紛争解決にあたっては、**JU** 山梨流通委員会の裁定に従うものとする
2. 出品申込書に虚偽の申告、誤記入、記入漏れ、不明瞭な記載のある車両については、すべて出品店の責任に帰することとする。
3. 出品車両は、出品店が出品に際しあらかじめ点検し、不具合箇所について自己申告することを前提とする。よってクレーム受付有効期間内に自己申告に欠ける不具合が発覚した場合、クレーム処理基準に定める範囲において、出品店責任に帰するものとする。
4. **MAX7** コーナー、売り切りコーナー、成約保証コーナーは基本的に現状車の確認、または下見依頼してからの入札を基本とし、エンジン、ミッションを含めて完全にクレームを受け付けられないものとする。
但し、メーター巻き戻しや他の犯罪行為が発覚した場合の他、**JU** 山梨流通委員会でクレームに妥当と判断した場合を除く。
5. 基本的なクレーム基準は最新の中販連オートオークション統一ルールに準ずる。これに記載されていないものに関しては **JU** 山梨の規約、又は **JU** 山梨流通委員会の判断によるものとする。

JU山梨 即落サポート規約

H23.3.29 開始

【概要】

即落サポートとは、オークションで売買が成立しなかった出品車を、出品店が即落価格（希望価格）を設定し掲載、売買するシステムです。

当サービスにおけるすべての取引は、現車セリ会場での取引と同様とみなしJU山梨規約を適用します。

※即落サポートで売れなかった車両は、次回開催オークションに自動再出品とする。

当規約は山梨県中古自動車販売商工組合（以下、JU山梨）の運営するオートオークションにおける「即落サポート」利用に関する規定を定めるものであり、利用会員は下記規則を順守のうえ利用するものとします。

利用および制限

①即落サポートにおけるすべての取引は現車セリ会場での取引と同様とみなし、本規約で記載の無きものは、JU山梨会場規約を適用します。

②JU山梨会員または、JU入札ネット登録会員で当商組の承認を得たものが即落サポートを利用することが出来ます。ただし、JU山梨判断により適宜利用の制限をすることがあります。

利用料金

①落札手数料 : 15,000 円（税別）1 台

※手数料は諸事情により変更となる場合があります。

即落サポート出品登録

①直近のJU山梨オークションに出品され流札となった車両で、なおかつ次週オークションの再出品予定車両が出品対象となります。

②出品登録はAA出品時、もしくはAA当日に所定の申込書に必要事項を記入のうえJU山梨事務局にお申し込み下さい。なお、申込書の誤記入によるトラブルにはJU山梨は一切の責を負わないものといたします。

③出品登録をした車輛の出品取消、希望価格の変更はJ U山梨事務局営業時間内に速やかにお申し出ください。

公開期間

①出品登録された車輛は(株)J Uコーポレーションの運営する「即落サポート」にて公開します。

②出品公開期間は開催週の日曜日 17:00 迄です。

③即落サポートで成約しなかった車輛は、次回オークションに自動的に再出品となります。

落札車輛の搬出

①落札車輛の引渡しは、J U山梨事務局にて手数料を含む落札車輛代金の入金確認後となります。J U山梨会場会員として登録のある会員は、J U山梨での搬出条件を適用いたします。

②落札車輛は速やかに搬出の手続きを行ってください。搬出期限は、落札日を含めて 5 日以内（17 時まで）です。未搬出車両は再出品となります。

※搬出延長については、事務局へお問い合わせ下さい。搬出延長した場合であっても入金・クレーム期間の延長にはなりません。

クレーム

①クレーム受付期間は落札日当日を含め 5 日間。最終日の 17:00 迄です。

②即落サポートでの落札は「商談」扱いとなります。

③搬出先が本州の場合、原則としてクレーム延長は受け付けておりません。

※遠方地域のクレーム延長は専用用紙による申告が必要（遠方のみ可）。

書類と精算

①成約（落札）車輛の計算書は、出品受付された開催回数（開催日）の翌開催回数の計算書にて追加計上致します。

②書類期限と名義変更期限は、出品された開催回数を基準といたします。

預かり保証金（自動車税相当額）の扱いも同様とします。

③書類の提出、代金の決済期限は落札日を基準とします。

その他

①即落サポートに出品中は該当車輛の搬出は出来ません。また、店頭での小売・他オークション会場での販売等、二重売りにご注意ください。二重売りに関するトラブルは全て出品店責任とし、J U山梨は一切の責任を負いません。

②出品店都合・落札店都合によるキャンセルは落札日の翌営業日の正午までに申し出てください。

下見について

①料金について

入札した場合：1,000 円/台（税別）

入札しない場合：2,000 円/台（税別）

②下見の用紙について

下見用紙は **WEB** 上のフォームを使用してください。

③回答方法・回答可能日のご案内

- ・回答は **FAX** 対応のみとなっております。
- ・土日の回答は致しません。
- ・電話対応は一切受付しておりません。
- ・車両運転での確認は致しません。
- ・混雑時や悪天候でお時間を頂くことやお断りする場合があります。

④下見受け付け期間のご案内

- ・事前入札の下見は **AA** 当日の午前 11：00 まで受付いたします。
- ・後見・即落下見については午後 17：00 までの受付と致します。

JU 山梨 映像出品規約

H23.7.1

1. 県内映像出品

- ・ 映像出品コーナーに出品した後に販売した場合はAA 開始日より前に速やかに事務局まで報告しなければならない。この場合、販売に関してのペナルティーはないが、販売の報告漏れがあった場合はペナルティーの対象となる。
- ・ 出張検査はAA 当日の午後に実施するため、コーナーへの出品は翌週となる。

出品店

- ・ 出張検査受付は毎週月曜日の夕方まで受付。
- ・ 成約時は出張検査を行った場合のみ 1500 円の検査代を清算時に加算。
- ・ 出品店は落札された場合、2 日後の木曜日までに会場に入庫しなければならない。
- ・ 出張検査は火曜日の午後 12：30～午後 5 時までの間のみ実施。
- ・ 再出品は 4 回まで可能とし、それ以降は再度検査し直しとする。

落札店

- ・ 搬出時は AA 終了週の金曜日以降となる。
- ・ クレーム受付期間は会場が認めた理由以外は月曜日までとする。
- ・ 長距離にかかわらずクレーム延長は行わない。(但、会場が認めた場合を除く)
- ・ 検査時から 50km まで過走行可とする
- ・ 部品代 2 万円以下の装備品欠品や、内外装に関する傷や汚れに関しては免責とする。

※ 基本的なクレーム基準に関しては最新の中商連オートオークション規約・運営規程に準ずる。

※ 平成 26 年 3 月 30 日 消費税増税のため改定